

平成 28 年

第 2 回市議会定例会 議案第 9 号

函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および
運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 13 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例（平成 25 年函館市条例第 25 号）の一部を次の
ように改正する。

第 60 条の 12 各号列記以外の部分中「規程」の後ろに「（以下この
節において「運営規程」という。）」を加える。

第 60 条の 20 中「重要事項に関する規程」を「運営規程」に改める。

第 60 条の 34 各号列記以外の部分中「規程」の後ろに「（以下この
節において「運営規程」という。）」を加える。

第 83 条第 6 項の表中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
所」の後ろに「，指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に指定地域密着型通所介護事業所がある場合における小規模多機能型居宅介護従業者の職務に関する規定の整備等をするため